

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	A	自己点検
<p>当該加算を算定している事業所及び算定を検討している事業所におかれましては、この加算が、より質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるとの趣旨を認識し、以下の算定要件を自己点検した上で、適切な請求事務を行ってください。</p>					
<p>(1) <b>人員（主任介護支援専門員）要件</b>  専ら指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。  ➔ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置。</p>	○				
<p>(2) <b>人員（常勤介護支援専門員）要件</b>  専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。  ➔ 常勤かつ専従の介護支援専門員3名は、主任介護支援専門員とは別に置く必要があること。例えば、当該加算Iを算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があること。</p>	○	○			
<p>(3) <b>会議の定期的開催</b>  利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。  ➔ ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。  ・現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針  ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策  ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況  ・保健医療及び福祉に関する諸制度  ・ケアマネジメントに関する技術  ・利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針  ・その他必要な事項  イ 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。  ウ 「定期的」とは、<u>おおむね週1回以上</u>であること。  また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	○	○	○	○	

<p>(4) <b>連絡相談体制の確保</b></p>	<p>24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>→ 24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p> <p>なお、当該加算 A を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第 23 条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。</p>	○	○	○	○
<p>(5) <b>重度要介護者等対応要件</b></p>	<p>算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること。</p> <p>→ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者の割合が 40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。</p> <p>また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の 40%要件の枠外として取り扱うことが可能であること(すなわち、当該ケースについては、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能)。</p>	○			
<p>(6) <b>計画的な研修の実施</b></p>	<p>当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>→ 「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、<u>毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない</u>。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあつては、<u>当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと</u>。</p> <p>なお、当該加算 A を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。</p>	○	○	○	○

(7) <u>困難事例への対応</u>	○	○	○	○	
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。					
➔ 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。					
(8) <u>事例検討会等への参加</u>					
地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。					
(9) <u>運営基準等の遵守</u>					
<u>居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</u>					
➔ 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。					
(10) <u>担当件数要件</u>					
指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり 40 名未満であること。					
➔ 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員 1 名当たり 40 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 45 名未満)であれば差し支えないこととするが、 <u>ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければならないこと</u>					
(11) <u>実習等への協力又は協力体制の確保</u>					
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)					
➔ 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。					
なお、当該加算 A を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。					

<p>(12) <b>他法人との事例検討会等の実施</b></p>	○	○	○	○
<p>他の法人が運営する指定居宅介護事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>➔ 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施しなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。</p> <p>なお、当該加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。</p>				
<p>(13) <b>居宅サービス計画要件</b></p>	○	○	○	○
<p>必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常（新設）生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>➔ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。</p>				
<p>(14) <b>人員（主任介護支援専門員）要件</b></p>	○	○	○	○
<p>専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。</p> <p>➔ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置。</p> <p>例えば、当該加算IIを算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があること。</p>				
<p>(15) <b>人員（常勤介護支援専門員）要件</b></p>	○	○	○	○
<p>専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>➔ 常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは、別に主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算IIIを算定する事業所においては、少なく</p>				

<p>とも主任介護支援専門員及び介護支援専門員 2 名の合計 3 名を常勤かつ専従で配置する必要があること。</p> <p>(16) <b>人員（常勤介護支援専門員）要件</b>  専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 1 名以上配置していること。  ➔ 常勤かつ専従の介護支援専門員 1 名とは、別に主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算 A を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員 1 名の合計 2 名を常勤かつ専従で配置とともに、介護支援専門員を常勤換算方法で 1 の合計 3 名を配置する必要があること。</p> <p>(17) <b>人員（常勤介護支援専門員）要件</b>  専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で 1 名以上配置していること。  ➔ 当該常勤換算方法で 1 の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。</p> <p>※ その他  特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。</p> <p>※ 手続  本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5 年間保存するとともに、都道府県知事等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>特定事業所医療介護連携加算について（令和 3 年 4 月 1 日適用）</p> <p>(1) <b>退院・退所加算の算定実績</b>  前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（第八十五号のニイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう）の合計が 35 回以上であること。  ➔ 退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回</p>			○	○	
--	--	--	---	---	--

<p>数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなる。</p> <p>(2) <b>ターミナルケアマネジメント加算の算定実績</b>  前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。  ➔ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととなる。</p> <p>(3) <b>特定事業所加算Ⅰ～Ⅲの算定実績</b>  特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定していること。  ➔ 特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢのいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできない。</p>					
---	--	--	--	--	--

## 居宅介護支援における特定事業所加算の算定に関する留意事項

以下に、実地指導等で要件を満たさず指摘をした事例を列挙しました。以下に限らず要件を満たさない場合もありますので、P1~5 記載のすべての要件を十分にご確認ください。

### 要件（3）について

- 会議を月に1回しか開催していなかった。
- ➡おおむね週に1回以上開催する必要があります。

### 要件（6）について

- 介護支援専門員ごとの研修計画を策定していなかった。
- ➡介護支援専門員について個別具体的に研修計画を策定する必要があります。

### 要件（9）について

- モニタリングを実施していなかった。
- サービス担当者会議を必要時に開催しなかった。
- ➡居宅介護支援の適切な業務が行われない場合に対する運営基準減算に該当します。特定事業所加算は、より質の高いサービスを提供する事業所を評価する加算であり、運営基準を遵守していただくことはもちろんのことです。

### 【特定事業所加算に係る問い合わせ】

加算の要件について➡指導係(052-972-3087)

算定・変更・廃止の届出について➡居宅指定係(052-972-3487)